

あはき療養費の令和6年度料金改定(案)について

あはき療養費の令和6年度料金改定(案) ① [令和6年6月1日施行※]

- あはき療養費の改定率 +0.26% (診療報酬改定における医科の改定率+0.52%等を踏まえ、政府において決定)

令和6年度料金改定に関する基本的な考え方(案)

- 令和4年度料金改定において引き続き検討とされた課題(往療料の距離加算の廃止、離島・中山間地等の地域に係る加算の創設、往療料の見直し及び訪問施術料の創設、料金包括化の推進、同一日・同一建物への施術等)、現下の物価高騰、他産業や医療・介護分野における賃上げの動向、医療DXへの対応(オンライン資格確認が本年4月より開始、12月より義務化)といった課題に対応していくため、所要の料金体系を整備するとともに、所定の引き上げを実施する。

(1) 往療料の距離加算の廃止(※令和6年10月1日施行)

- ・ 往療料の距離加算(4km超の区分)を廃止し、その場合、当該廃止に伴う財源は、(2)の施術料や離島や中山間地等の地域に係る施術料の加算等として振り替える。

〔見直しのイメージ(案)〕

現行：往療料 2,300円、4km超の場合 2,550円



見直し後：往療料(突発的な往療) 1回につき 2,300円

(2) 離島や中山間地等の地域に係る加算の創設(※令和6年10月1日施行)

- ・ (1)の距離加算(4km超の区分)の廃止の影響に配慮し、離島や中山間地等の地域における施術体制を確保し、患者が必要な施術を受けられるようにする観点から、離島や中山間地等の地域に係る施術料の加算(「特別地域加算」)を創設する。

〔見直しのイメージ(案)〕

現行：往療料 2,300円、4km超の場合 2,550円



見直し後：施術料 特別地域加算 1回につき 250円

※距離加算(4km超の区分)廃止の影響に配慮し、250円(上限)として設定し、改定による影響を事後的に検証することとしてはどうか。

※該当地域(訪問看護療養費における「特別地域訪問看護加算」の対象地域)に施術所の所在地(出張のみの施術者の場合は届け出た住所地)が

ある場合、及び特別地域外に施術所の所在地がある施術者が、特別地域加算(仮)の対象地域に居住する患者に対して訪問を行った場合

※患者が施術所へ通所により施術を受けた場合は加算の対象としない。

※片道16kmを超える訪問は原則、加算の対象としない。(ただし、現行同様、訪問を必要とする絶対的な理由がある場合には認める。)

(3) 往療料の見直し及び訪問施術料の創設(※令和6年10月1日施行)

- ・ 往療料を見直し、定期的ないし計画的な往療により施術を行う場合は、患家への訪問として区分整理したうえで、施術料と訪問に係る往療料を包括した訪問施術料として訪問施術制度を導入する。

(4) 料金包括化の推進(※令和6年10月1日施行)

- ・ (3)の訪問施術制度の導入により、施術料と訪問に係る往療料を包括した訪問施術料として新たな料金体系を構築する。

(5) 同一日・同一建物への施術(※令和6年10月1日施行)

- ・ 同一日・同一建物での施術の場合の料金の在り方について、(3)の訪問施術料は、定期的ないし計画的に行う施術である性質に鑑み、同一日・同一建物への施術でも、往療に係る負担が1人の患者に寄らないものとして、往療料を含めた、1人あたりの料金として設定する。
- ・ (3)～(5)により、新たな料金体系として、施術料と訪問に係る往療料を包括した1人あたりの料金を訪問施術料1、2、3として設定する。また、訪問施術料3は、(3人～9人)の場合と、(10人以上)の場合に区分して設定する。

(6) 物価高騰等への対応

- ・ 料金改定は、現下の物価高騰や他産業における賃上げの状況、診療報酬改定における賃上げへの対応、医療DXの推進等の観点を踏まえ、上記(1)～(5)の制度改正について財政中立による水準を設定(単価の見直し等)し、その後、財源の範囲内で料金改定を行う。
- ・ 物価高騰への具体的な対応として、あん摩マッサージ指圧におけるホットパック等を使った温罨法、はり・きゅうにおける電気針、電気温灸器又は電気光線器具を使った場合の電療料については、電気光線器具等を使用した施術という性格上、物価高騰による光熱費等の値上がりによる影響を受けやすい点を踏まえ、財政中立による水準設定(単価の見直し等)及び改定財源の範囲で引き上げる。
- ・ また、現下の他産業における賃上げ、診療報酬改定における賃上げへの対応や、本年4月よりオンライン資格確認が開始され、同年12月からは義務化されることを踏まえ、医療DXの推進といった観点から、財政中立による水準設定(単価の見直し等)及び改定財源の範囲であん摩マッサージ指圧における施術料や、はり・きゅうにおける初検料及び施術料を引き上げる。

※(1)～(6)による料金改定イメージは4・5ページ

(7) その他の見直し

- ・ 訪問施術制度の導入に伴い、往療内訳表の見直し(廃止)を行う。具体的には、支給申請書の見直しに合わせて、現在の往療内訳表の記載内容を支給申請書に反映することで、支給申請書1枚で往療内訳表の内容を踏まえた審査ができるようにする。(※令和6年10月1日施行)
- ・ 施術管理者の登録を更新制とし、更新の際に研修受講を課す仕組みの検討については、受領委任制度の導入により、柔道整復師と同様に定期的に地方厚生(支)局並びに都道府県知事による集団指導及び個別指導、監査が行われる仕組みとされていることから、施術管理者の登録の更新制は導入しないこととし、施術者の資質向上や制度運営上の取扱いについては、従来どおり、各施術団体等が各々で実施するものとする。

(8) 引き続きの検討事項

- ・ 請求の電子化や審査のシステム化などの効率的・効果的な審査体制の検討について、柔道整復療養費に関するオンライン請求の導入に関する検討状況も参考にしつつ、令和6年度にオンライン請求の導入に向けた課題の検討を開始する。その際、例えば、あはき施術所が視覚障害者の就労の場としても重要な位置づけとなっていること等、あはき療養費の実情を踏まえた実態を把握するための調査を実施した上で、課題の整理と検討を開始する。
- ・ 料金体系の見直しによる訪問施術制度の導入に伴い、通所または訪問による施術動向、制度変更の影響を把握する必要があることから、令和6年、7年の療養費頻度調査による集計項目等の見直しに加え、施術所に対する調査を別途行うことにより、同一日・同一建物への施術、出張専門施術所における訪問施術の実態等を把握するとともに、訪問施術制度の導入による変化(通所または訪問による施術部位数)等のデータ集計・分析を行う。
- ・ 温罨法・電療料、施術料・初検料の引き上げを踏まえ、施術所における賃上げの状況、給与費、光熱水費等を初めとする費用の動向等について、令和8年度料金改定の議論に向けて、調査方法等を検討した上で、実態を把握する。
- ・ 施術部位数による料金包括化については、令和6年度料金改定の議論において、以下のような議論、意見があったことを踏まえ、引き続き検討を行う。
 - ・ 平均的な部位数で包括化した場合、例えば、3部位以下の被保険者(約2割程度存在)にとっては負担増になる点をどう考えるか。
 - ・ 単純に施術部位数の包括化だけでは、粗療・回数の増加に繋がる可能性がないか。
 - ・ 仮に施術部位数がブラックボックス化すると、審査に支障、審査の質の低下に繋がるのではないか。ただし、医師の同意書を必要とする現行の取扱いが変わらなければ、そうした懸念は当たらないのではないか。
 - ・ 同じマッサージでも、同意対象となった傷病によって施術部位数が大きく異なるのではないか。

あはき療養費の料金改定について(令和6年6月～※) 《あん摩マッサージ指圧》(案)

○あん摩マッサージ指圧

○マッサージ ※ 対象は、最大5部位:局所の単位(頭から尾頭までの躯幹、右上肢、左上肢、右下肢、左下肢)

《通所》 1局所につき 350円 → 450円(+100円)

1局所 450円(+100円) 2局所 900円(+200円) 3局所 1,350円(+300円) 4局所 1,800円(+400円) 5局所 2,250円(+500円)

《訪問》 ※新設(令和6年10月1日施行) 通所困難、患家からの求め、医師による往療や部位ごとに施術の必要性の同意に基づき訪問施術を行った場合

訪問施術料1 ※ 同一日・同一建物で施術を行った患者数が「1人の場合」の患者1人あたり料金

1局所 2,750円 2局所 3,200円 3局所 3,650円 4局所 4,100円 5局所 4,550円

訪問施術料2 ※ 同一日・同一建物で施術を行った患者数が「2人の場合」の患者1人あたり料金

1局所 1,600円 2局所 2,050円 3局所 2,500円 4局所 2,950円 5局所 3,400円

訪問施術料3 ※ 同一日・同一建物で施術を行った患者数が「3人以上の場合」の患者1人あたり料金

(3人～9人) 1局所 910円 2局所 1,360円 3局所 1,810円 4局所 2,260円 5局所 2,710円

(10人以上) 1局所 600円 2局所 1,050円 3局所 1,500円 4局所 1,950円 5局所 2,400円

○温罨法(マッサージの加算)

・温罨法を併施 1回につき 125円加算 → 180円(+55円)

・温罨法を併施+電気光線器具使用 1回につき 160円加算 → 300円(+140円)

○変形徒手矯正術(マッサージの加算) ※ 対象は、6大関節：左右上肢(肩、肘、手関節)、左右下肢(股、膝、足関節)

1肢1回につき 450円加算 → 470円加算(+20円)

○特別地域加算(施術料の加算)※新設(令和6年10月1日施行)

※ 対象は、訪問看護療養費における「特別地域訪問看護加算」の地域。離島や中山間地等の地域における施術体制を確保し、患者が必要な施術を受けられるようにする。

・特別地域に居住する患者への施術 1回につき 250円加算

○往療料(突発的な往療) ※4km超加算の廃止 訪問施術料の算定は不可 (令和6年10月1日施行)

1回につき 2,300円

○施術報告書交付料

480円

※訪問施術料、特別地域加算、往療料の見直しについては、患者等への周知期間や保険者、施術管理者及び厚生局の届出準備期間等を踏まえ、令和6年10月1日施行とする。

あはき療養費の料金改定について(令和6年6月～※) 《はり・きゅう》(案)

○ はり・きゅう

初回

○初検料

- ①1術(はり又はきゅうのいずれか一方)の場合 1,780円 → 1,950円(+170円)
- ②2術(はり、きゅう併用)の場合 1,860円 → 2,230円(+370円)

※訪問施術料、特別地域加算、往療料の見直しについては、患者等への周知期間や保険者、施術管理者及び厚生局の届出準備期間等を踏まえ、令和6年10月1日施行とする。

○施術料

《通所》

- ①1術(はり又はきゅうのいずれか一方)の場合 1回につき 1,550円 → 1,610円(+60円)
- ②2術(はり、きゅう併用)の場合 1回につき 1,610円 → 1,770円(+160円)

《訪問》 ※新設 (令和6年10月1日施行)

- 訪問施術料1 ※ 同一日・同一建物で施術を行った患者数が「1人の場合」の患者1人あたり料金
- ①1術(はり又はきゅうのいずれか一方)の場合 1回につき 3,910円
 - ②2術(はり、きゅう併用)の場合 1回につき 4,070円
- 訪問施術料2 ※ 同一日・同一建物で施術を行った患者数が「2人の場合」の患者1人あたり料金
- ①1術(はり又はきゅうのいずれか一方)の場合 1回につき 2,760円
 - ②2術(はり、きゅう併用)の場合 1回につき 2,920円
- 訪問施術料3 ※ 同一日・同一建物で施術を行った患者数が「3人以上の場合」の患者1人あたり料金
- (3人～9人) ①1術(はり又はきゅうのいずれか一方)の場合 1回につき 2,070円
 - ②2術(はり、きゅう併用)の場合 1回につき 2,230円
 - (10人以上) ①1術(はり又はきゅうのいずれか一方)の場合 1回につき 1,760円
 - ②2術(はり、きゅう併用)の場合 1回につき 1,920円

○電療料(施術料の加算)

- ・電気針、電気温灸器又は電気光線器具を使用した場合
- 1回につき 34円加算 → 100円(+66円)

○特別地域加算(施術料の加算) ※新設 (令和6年10月1日施行)

※ 対象は、訪問看護療養費における「特別地域訪問看護加算」の地域。離島や中山間地等の地域における施術体制を確保し、患者が必要な施術を受けられるようにする。

- ・特別地域に居住する患者への施術 1回につき 250円加算

○往療料(突発的な往療) ※4km超加算の廃止 訪問施術料の算定は不可 (令和6年10月1日施行)

- 1回につき 2,300円

○施術報告書交付料

- 480円

○ あん摩マッサージ指圧

○マッサージ 1局所につき 350円

※ 対象は最大5部位：局所の単位(頭から尾頭までの躯幹、右上肢、左上肢、右下肢、左下肢)

・温罨法を併施 1回につき 110円加算 → 125円加算・温罨法を併施+電気光線器具使用 1回につき 150円加算 → 160円加算

○変形徒手矯正術をマッサージと併施した場合 1肢につき 450円加算

※ 対象は6大関節：左右上肢(肩、肘、手関節)、左右下肢(股、膝、足関節)

○往療料 2,300円 4km超 2,550円

○施術報告書交付料 460円 → 480円

○ はり・きゅう

初回

2回目以降

○初検料

①1術(はり又はきゅうのいずれか一方)の場合

1,770円 → 1,780円

②2術(はり、きゅう併用)の場合

1,850円 → 1,860円

○施術料

①1術(はり又はきゅうのいずれか一方)の場合

1回につき 1,550円

②2術(はり、きゅう併用)の場合

1回につき 1,610円

○電療料

・電気針、電気温灸器又は電気光線器具を使用した場合 1回につき 30円加算 → 34円加算

○往療料 2,300円 4km超 2,550円

○施術報告書交付料 460円 → 480円

過去のあはき療養費料金改定について

(参考) 平成30年以降の改定率

(単位:%)

改定年月 (医科)	医科	改定年月 (療養費)	あん摩マッサージ	はり・きゅう
平成30年4月	0.63	平成30年6月	0.32 ・施術料 1局所につき(285円 → 340円) ・変形徒手矯正術(575円 → 780円) ・距離加算を往療料に振り替えて包括化 (往療料基本額1,800円、距離加算2km毎に770円 → 4kmまで2,300円、4km超2,700円) ※施術報告書交付料(新設)	0.32 ・施術料 1術(1,300円 → 1,540円) ・施術料 2術(1,520円 → 1,580円) ・距離加算を往療料に振り替えて包括化 (往療料基本額1,800円、距離加算2km毎に770円 → 4kmまで2,300円、4km超2,700円) ※施術報告書交付料(新設)
令和元年10月	(消費税分 0.48)	令和元年10月	0.44 ・温罨法(80円 → 110円加算) ・温罨法+電気光線器具(110円 → 150円加算) ・変形徒手矯正術(780円 → 790円)	0.44 ・初検料 1術(1,610円 → 1,710円) ・初検料 2術(1,660円 → 1,760円) ・施術料 2術(1,580円 → 1,590円)
令和2年 4月	0.53	令和2年6月	—	—
令和2年12月	—	令和2年12月	0.27 ・施術料 1局所につき(340円 → 350円) ・変形徒手矯正術をマッサージと併施した場合の 加算に変更 1肢につき(790円 → 450円加算) ・往療料(4km超)(2,700円 → 2,550円)に減額 ・施術報告書交付料(300円 → 460円)	0.27 ・初検料 1術(1,710円 → 1,770円) ・初検料 2術(1,760円 → 1,850円) ・施術料 1術(1,540円 → 1,550円) ・施術料 2術(1,590円 → 1,610円) ・往療料(4km超)(2,700円 → 2,550円)に減額 ・施術報告書交付料(300円 → 460円)
令和4年4月	0.26	令和4年6月	0.13 ・温罨法(110円 → 125円加算) ・温罨法+電気光線器具 (150円 → 160円加算) ・施術報告書交付料(460円 → 480円)	0.13 ・初検料 1術(1,770円 → 1,780円) ・初検料 2術(1,850円 → 1,860円) ・電療料(30円 → 34円加算) ・施術報告書交付料(460円 → 480円)

(注) 令和元年は消費税引き上げに伴う改定

料金体系の整備(支給基準通知の改正) (案) 《はり・きゅう》①

〇「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給について」新旧対照表 (案)

【改正 (案)】	【現行】
<p>1 はり、きゅう</p> <p>(1) 初検料</p> <p>① 1術 (はり又はきゅうのいずれか一方) の場合 1, 950円</p> <p>② 2術 (はり、きゅう併用) の場合 2, 230円</p> <p>(2) 施術料</p> <p>① 1術 (はり又はきゅうのいずれか一方) の場合 1回につき 1, 610円</p> <p>② 2術 (はり、きゅう併用) の場合 1回につき 1, 770円</p> <p>注 はり又はきゅうと併せて、施術効果を促進するため、それぞれ、はり又はきゅうの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気針、電気温灸器又は電気光線器具を使用した場合は、電療料として1回につき100円を加算する。</p> <p>(3) 訪問施術料 (仮)</p> <p>訪問施術料 (仮) 1</p> <p>① 1術 (はり又はきゅうのいずれか一方) の場合 1回につき 3, 910円</p> <p>② 2術 (はり、きゅう併用) の場合 1回につき 4, 070円</p> <p>訪問施術料 (仮) 2</p> <p>① 1術 (はり又はきゅうのいずれか一方) の場合 1回につき 2, 760円</p> <p>② 2術 (はり、きゅう併用) の場合 1回につき 2, 920円</p>	<p>1 はり、きゅう</p> <p>(1) 初検料</p> <p>① 1術 (はり又はきゅうのいずれか一方) の場合 1, 780円</p> <p>② 2術 (はり、きゅう併用) の場合 1, 860円</p> <p>(2) 施術料</p> <p>① 1術 (はり又はきゅうのいずれか一方) の場合 1回につき 1, 550円</p> <p>② 2術 (はり、きゅう併用) の場合 1回につき 1, 610円</p> <p>注 はり又はきゅうと併せて、施術効果を促進するため、それぞれ、はり又はきゅうの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気針、電気温灸器又は電気光線器具を使用した場合は、電療料として1回につき34円を加算する。</p> <p>(新設)</p>

料金体系の整備(支給基準通知の改正) (案) 《はり・きゅう》②

○「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給について」新旧対照表 (案)

【改正 (案)】	【現行】
<p><u>訪問施術料 (仮) 3</u> <u>(3人～9人の場合)</u></p> <p>① <u>1術 (はり又はきゅうのいずれか一方) の場合</u> <u>1回につき 2, 070円</u></p> <p>② <u>2術 (はり、きゅう併用) の場合</u> <u>1回につき 2, 230円</u></p> <p><u>(10人以上の場合)</u></p> <p>① <u>1術 (はり又はきゅうのいずれか一方) の場合</u> <u>1回につき 1, 760円</u></p> <p>② <u>2術 (はり、きゅう併用) の場合</u> <u>1回につき 1, 920円</u></p> <p><u>注1 訪問施術料 (仮) 1、2、3において、はり又はきゅうと併せて</u> <u>施術効果を促進するため、それぞれ、はり又はきゅうの業務の範囲内</u> <u>において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気針、電気温灸器又</u> <u>は電気光線器具を使用した場合は、電療料として1回につき100円</u> <u>を加算する。</u></p> <p><u>注2 片道16キロメートルを超える場合の訪問施術料 (仮) は、訪問</u> <u>施術を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。</u></p>	
<p><u>(4) 特別地域加算 (仮)</u> <u>特別地域の患家で施術1回につき 250円</u></p> <p><u>注 片道16キロメートルを超える場合の特別地域加算 (仮) は、訪問</u> <u>施術または往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められ</u> <u>ないこと。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(5) 往療料</u> <u>1回につき 2, 300円</u></p> <p><u>注 片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶</u> <u>対的な理由がある場合以外は認められないこと。</u></p>	<p><u>(3) 往療料 2, 300円</u></p> <p><u>注1 往療距離が片道4キロメートルを超えた場合は、2, 550円と</u> <u>する。</u></p> <p><u>注2 片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする</u> <u>絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。</u></p>
<p><u>(6) 施術報告書交付料 480円</u></p>	<p><u>(4) 施術報告書交付料 480円</u></p>

料金体系の整備(支給基準通知の改正) (案) 《あん摩・マッサージ・指圧》①

○「はり師、きゆう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給について」新旧対照表 (案)

【改正 (案)】	【現行】
<p>2 あん摩・マッサージ</p> <p>(1) マッサージを行った場合</p> <p>1 局所1回につき 4 5 0 円</p> <p>2 局所1回につき 9 0 0 円</p> <p>3 局所1回につき 1, 3 5 0 円</p> <p>4 局所1回につき 1, 8 0 0 円</p> <p>5 局所1回につき 2, 2 5 0 円</p> <p>(2) 訪問施術料 (仮)</p> <p>訪問施術料 (仮) 1</p> <p>1 局所1回につき 2, 7 5 0 円</p> <p>2 局所1回につき 3, 2 0 0 円</p> <p>3 局所1回につき 3, 6 5 0 円</p> <p>4 局所1回につき 4, 1 0 0 円</p> <p>5 局所1回につき 4, 5 5 0 円</p> <p>訪問施術料 (仮) 2</p> <p>1 局所1回につき 1, 6 0 0 円</p> <p>2 局所1回につき 2, 0 5 0 円</p> <p>3 局所1回につき 2, 5 0 0 円</p> <p>4 局所1回につき 2, 9 5 0 円</p> <p>5 局所1回につき 3, 4 0 0 円</p> <p>訪問施術料 (仮) 3</p> <p>(3人～9人の場合)</p> <p>1 局所1回につき 9 1 0 円</p> <p>2 局所1回につき 1, 3 6 0 円</p> <p>3 局所1回につき 1, 8 1 0 円</p> <p>4 局所1回につき 2, 2 6 0 円</p> <p>5 局所1回につき 2, 7 1 0 円</p> <p>(10人以上の場合)</p> <p>1 局所1回につき 6 0 0 円</p> <p>2 局所1回につき 1, 0 5 0 円</p> <p>3 局所1回につき 1, 5 0 0 円</p> <p>4 局所1回につき 1, 9 5 0 円</p> <p>5 局所1回につき 2, 4 0 0 円</p>	<p>2 あん摩・マッサージ</p> <p>(1) マッサージを行った場合</p> <p>1 局所につき 3 5 0 円</p> <p>(新設)</p>

料金体系の整備(支給基準通知の改正) (案) 《あん摩・マッサージ・指圧》②

○「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給について」新旧対照表 (案)

【改正 (案)】	【現行】
<p>注 <u>片道16キロメートルを超える場合の訪問施術料(仮)は、訪問施術を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。</u></p> <p>(3) <u>温罨法を(1)または(2)と併施した場合</u> 1回につき <u>180円加算</u></p> <p>注 温罨法と併せて、施術効果を促進するため、あん摩・マッサージの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気光線器具を使用した場合にあっては、<u>300円</u>とする。</p> <p>(4) <u>変形徒手矯正術を(1)または(2)と併施した場合</u> 1肢1回につき <u>470円加算</u></p> <p>注 変形徒手矯正術と温罨法との併施は認められない。</p> <p>(5) <u>特別地域加算(仮)</u> <u>特別地域の患家で施術1回につき 250円</u></p> <p>注 <u>片道16キロメートルを超える場合の特別地域加算(仮)は、訪問施術または往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。</u></p> <p>(6) <u>往療料</u> <u>1回につき 2,300円</u></p> <p>注 片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。</p> <p>(7) 施術報告書交付料 480円</p>	<p>(2) <u>温罨法を(1)と併施した場合</u> 1回につき <u>125円加算</u></p> <p>注 温罨法と併せて、施術効果を促進するため、あん摩・マッサージの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気光線器具を使用した場合にあっては、<u>160円</u>とする。</p> <p>(3) <u>変形徒手矯正術を(1)と併施した場合</u> 1肢につき <u>450円加算</u></p> <p>注 変形徒手矯正術と温罨法との併施は認められない。</p> <p>(新設)</p> <p>(4) <u>往療料 2,300円</u></p> <p>注1 往療距離が片道4キロメートルを超えた場合は、2,550円とする。 注2 片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。</p> <p>(5) 施術報告書交付料 480円</p>

施術料と往療料を包括化した訪問施術制度の導入について(案) (マッサージ)

※令和6年改定に訪問施術制度の導入の検討をふまえた考え方(案)

令和6年1月25日あはき療養費
検討専門委員会資料

○あん摩マッサージ指圧 - イメージ -

施術料 ・1局所(最大5部位) 350円 変形徒手矯正術(併施) 1肢(最大4肢) 450円加算 温罨法(併施) 1回 125円加算 温罨法(併施)+電気光線器具 1回 160円加算
往療料 ・1回 2,300円 ・4km超 2,550円
施術報告書交付料 480円



施術料 ・1局所(最大5部位) @円 変形徒手矯正術(併施) 1肢(最大4肢) @円加算 温罨法(併施) 1回 @円加算 温罨法(併施)+電気光線器具 1回 @円加算 ・4km距離区分の廃止⇒ 特別地域加算(仮)(新設) 1回 @円 加算	施術料 ・1回当たり @円 変形徒手矯正術 ・1回当たり @円
往療料 《突発的な往療》 ・1回 @円	訪問施術料(仮)1,2,3 《定期的ないし計画的》 ・1局所(最大5部位) ・1回 @円 ※同一日・同一建物
施術報告書交付料 @円	

(1)距離加算の廃止
施術料及び特別地域加算(仮称)
への振り替え

(4)料金包括化の推進
「施術部位数に応じた報酬」から料金包括
化への移行を検討

(3)往療料の見直し及び訪問施術料
(仮)の創設

(2)離島や中山間地等の地域に係る加算
の創設

(1)距離加算の廃止
施術料及び特別地域加算(仮称)への振り
替え

(3)往療料の見直し及び訪問施術料
(仮)の創設

(5)同一日・同一建物への施術

水準は財政中立により設定。

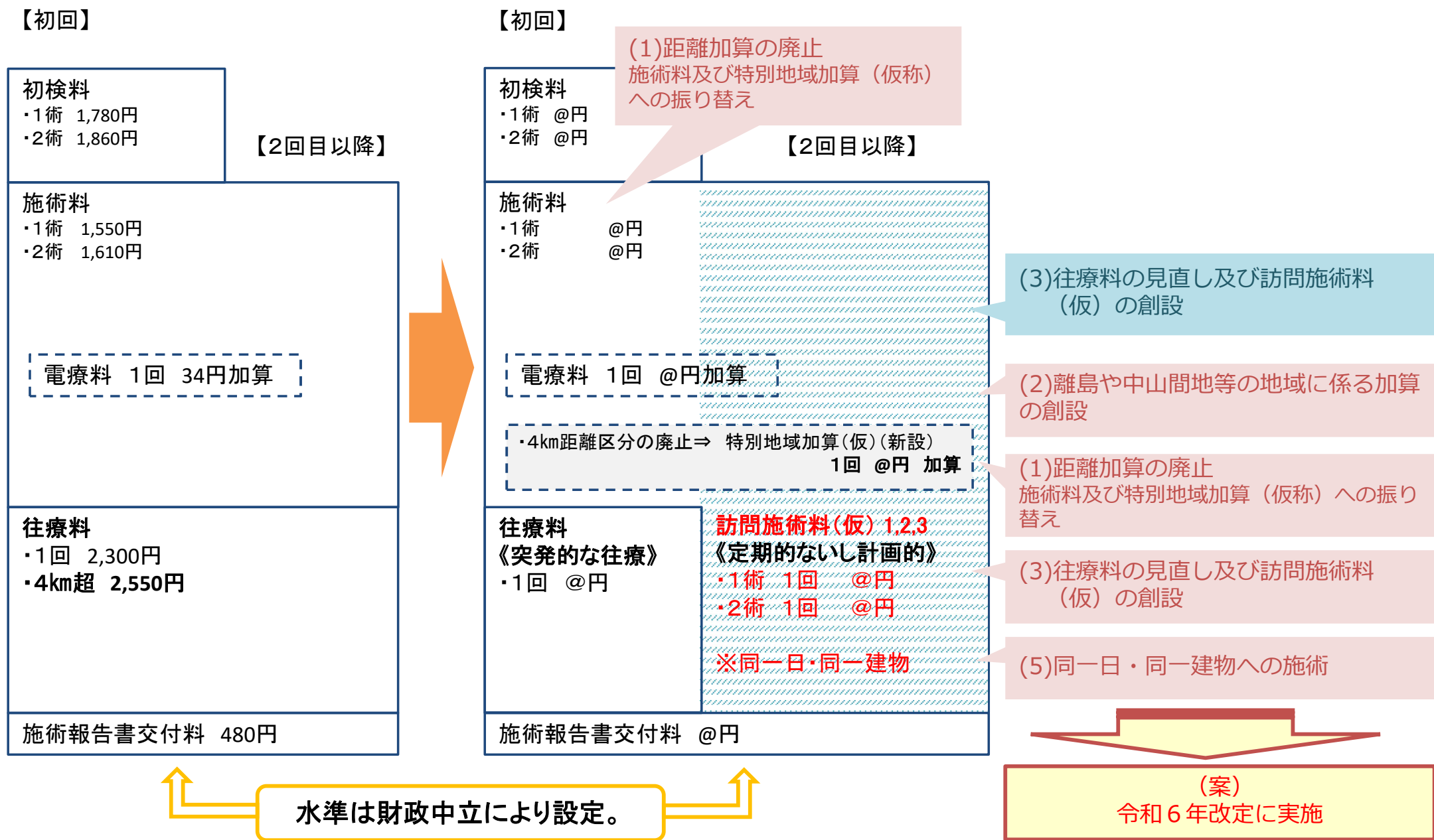
(案)
 (4)以外：令和6年改定に実施
 (4)：引き続き検討(R6.3末までに結論)
 ※議論が纏まれば、令和6年改定に実施

施術料と往療料を包括化した訪問施術制度の導入について(案) (はり・きゅう)

※令和6年改定に訪問施術制度の導入の検討をふまえた考え方(案)

令和6年1月25日 あはき療養費
検討専門委員会資料

〇はり・きゅう - イメージ -



療養費支給申請書 (年 月分) (はり・きゆう用)

別添1 (様式第6号)

公費負担者番号		特記事項	1 社団	3 後高	2 本外	8 高外一	給付割合
公費受給者番号			2 公費	4 退職	4 六外	0 高外7	8
区市町村番号			保険者番号		05 緑会		9
受給者番号							10

被保険者証等の記号番号 ○発病又は負傷年月日 ○発病又は負傷の原因及びその経過

療養を受けた者の氏名 (フリガナ) 続柄 ○業務上・外、第三者行為の有無 ()

明・大・昭・平・令 年 月 日生 男・女

○直前した場所 (入居施設や住所地等、保険証住所と異なる場合に記載)

初療年月日	手術期間	実日数	請求区分
() 年 月 日	自・令和 年 月 日～至・令和 年 月 日	日	新規・継続
傷病名	1. 神経痛 2. リウマチ 3. 頸腕症候群 4. 五十肩 5. 腰痛症 6. 頸椎捻挫後遺症 7. その他 ()	日	転 帰
初療料 (1はり 2きゆう 3はりきゆう併用)			継続・治癒・中止・転医

施 術 内 容	施 術 料	療術の種類		1術 回		2術 回		摘 要
		●●●●	□□□□	●	□	●●●●	□□□□	
はり・きゆう	通所	●●●●	□□□□	円 =	回 =	●●●●	□□□□	① 「通所」「訪問施術料1」「訪問施術料2」「訪問施術料3」のそれぞれの請求欄において、月の途中で療術の種類(はり・きゆう、はり・きゆう併用)の変更がされた場合は、2行で記載する。
訪問施術料	1	●●●●	□□□□	円 ×	回 =	●●●●	□□□□	② 1術の場合は、実施した療術の種類を摘要欄に記載する。(記載例) 1術:はり
訪問施術料	2	●●●●	□□□□	円 ×	回 =	●●●●	□□□□	
訪問施術料	3 (3人～9人)	●●●●	□□□□	円 ×	回 =	●●●●	□□□□	
訪問施術料	3 (10人以上)	●●●●	□□□□	円 ×	回 =	●●●●	□□□□	
往 療 料	特別地域(加算)	●●●●	□□□□	円 ×	回 =	●●●●	□□□□	
往 療 料	1 電針料 2 電気治療器 3 電気治療器具	●●●●	□□□□	円 ×	回 =	●●●●	□□□□	
往 療 料	2 電針料 3 電気治療器具	●●●●	□□□□	円 ×	回 =	●●●●	□□□□	
往 療 料	3 電針料 4 電気治療器具	●●●●	□□□□	円 ×	回 =	●●●●	□□□□	
往 療 料	4 電針料 5 電気治療器具	●●●●	□□□□	円 ×	回 =	●●●●	□□□□	
往 療 料	5 電針料 6 電気治療器具	●●●●	□□□□	円 ×	回 =	●●●●	□□□□	
往 療 料	6 電針料 7 電気治療器具	●●●●	□□□□	円 ×	回 =	●●●●	□□□□	
往 療 料	7 電針料 8 電気治療器具	●●●●	□□□□	円 ×	回 =	●●●●	□□□□	
往 療 料	8 電針料 9 電気治療器具	●●●●	□□□□	円 ×	回 =	●●●●	□□□□	
往 療 料	9 電針料 10 電気治療器具	●●●●	□□□□	円 ×	回 =	●●●●	□□□□	
往 療 料	10 電針料 11 電気治療器具	●●●●	□□□□	円 ×	回 =	●●●●	□□□□	
往 療 料	11 電針料 12 電気治療器具	●●●●	□□□□	円 ×	回 =	●●●●	□□□□	
往 療 料	12 電針料 13 電気治療器具	●●●●	□□□□	円 ×	回 =	●●●●	□□□□	
往 療 料	13 電針料 14 電気治療器具	●●●●	□□□□	円 ×	回 =	●●●●	□□□□	
往 療 料	14 電針料 15 電気治療器具	●●●●	□□□□	円 ×	回 =	●●●●	□□□□	
往 療 料	15 電針料 16 電気治療器具	●●●●	□□□□	円 ×	回 =	●●●●	□□□□	
往 療 料	16 電針料 17 電気治療器具	●●●●	□□□□	円 ×	回 =	●●●●	□□□□	
往 療 料	17 電針料 18 電気治療器具	●●●●	□□□□	円 ×	回 =	●●●●	□□□□	
往 療 料	18 電針料 19 電気治療器具	●●●●	□□□□	円 ×	回 =	●●●●	□□□□	
往 療 料	19 電針料 20 電気治療器具	●●●●	□□□□	円 ×	回 =	●●●●	□□□□	
往 療 料	20 電針料 21 電気治療器具	●●●●	□□□□	円 ×	回 =	●●●●	□□□□	
往 療 料	21 電針料 22 電気治療器具	●●●●	□□□□	円 ×	回 =	●●●●	□□□□	
往 療 料	22 電針料 23 電気治療器具	●●●●	□□□□	円 ×	回 =	●●●●	□□□□	
往 療 料	23 電針料 24 電気治療器具	●●●●	□□□□	円 ×	回 =	●●●●	□□□□	
往 療 料	24 電針料 25 電気治療器具	●●●●	□□□□	円 ×	回 =	●●●●	□□□□	
往 療 料	25 電針料 26 電気治療器具	●●●●	□□□□	円 ×	回 =	●●●●	□□□□	
往 療 料	26 電針料 27 電気治療器具	●●●●	□□□□	円 ×	回 =	●●●●	□□□□	
往 療 料	27 電針料 28 電気治療器具	●●●●	□□□□	円 ×	回 =	●●●●	□□□□	
往 療 料	28 電針料 29 電気治療器具	●●●●	□□□□	円 ×	回 =	●●●●	□□□□	
往 療 料	29 電針料 30 電気治療器具	●●●●	□□□□	円 ×	回 =	●●●●	□□□□	
往 療 料	30 電針料 31 電気治療器具	●●●●	□□□□	円 ×	回 =	●●●●	□□□□	

施設証明欄

上記のとおり施術を行い、その費用を領収しました。

令和 年 月 日 施設所在地 所在地 氏名 氏名 氏名

申請者 申請者 (被保険者) 氏名

住所 住所 住所

電話番号 電話番号 電話番号

1. 施設所在地 2. 出要専門医療者所在地

申請欄

上記の乗換に要した費用に関して、療養費の支給を申請します。

令和 年 月 日 申請者 住所 氏名

令和 年 月 日 申請者 住所 氏名

令和 年 月 日 申請者 住所 氏名

支払区分 1. 振込 2. 銀行送金払 預金の種類 1. 普通 2. 当座

3. 郵便局送金 4. 当 地 払 3. 普通通知 4. 別段

口座名義者 口座番号

同意記録欄

同意記録 同意医師の氏名 住 所 同意年月日 備 考 名

銀行 金庫 本店

金庫 農協 支店

郵便局 郵便局

本申請書に基づく給付金に関する受領を代理人に委任します。

申請者 住所 令和 年 月 日

代理人 住所 令和 年 月 日

(被保険者) 氏名 氏名

この給付金の受領の代理人への委任は、受領委任の取扱規程(平成30年6月12日厚労0612第2号通知)に従い行われるものです。給付金に關する受領を代理人に委任する(申請者名義以外の口座に振込を希望される)場合に署名してください。ただし、当該患者より依頼を受けた場合や当該患者が記入することができないやわを得ない理由がある場合には、施設管理業者が代理人をし当該患者から押印を受けてください。

料金体系の整備(支給申請書の改正) (案) 《はり・きゆう》

参考

療養費支給申請書 (年 月分) (あんま・マッサージ)

別添 1 (様式第6号の2) 16

公費負担者番号		給付割合	8	9	10
公費受給者番号					
区口町丁目番号					
受給者番号		給付期間	1	2	3
		保険者番号			

○被保険者証等の記号番号

○発病又は負傷年月日

○発病名、発症又は負傷の原因及びその経過

○業務上・外、第三者行為の有無

○施病名及び症状

初療年月日

療養期間

日数

請求区分

マッサージ (施術料)	任意部位 箇所回数	(報弊) 回数	(右下肢) 回数	(左下肢) 回数	(右下肢) 回数	(左下肢) 回数
通所	●●●	□□□	□	□	□□□	□□□
訪問施術料 1	円×	回=				
訪問施術料 2	円×	回=				
訪問施術料 3 (3人~9人)	円×	回=				
訪問施術料 3 (10人以上)	円×	回=				

「通所」訪問施術料1「訪問」
施術料2「訪問」施術料3のそれ
ぞれの請求額において、
月の途中で医師の診察を継続後、
同意部位数の変更がされた場合は、
2行で記載する。

温度法 (加算)

温度法・電機光線器具 (加算)

変形徒手矯正術 (加算)
※温度法との併施は不可

特別地域 (加算)

往療料

施術報告書交付料 (前回支給： 年 月分)

合 計

一部負担金 (1割・2割・3割)

清 求 額	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31

上記のとおり診療を行い、その費用を領収しました。

所在地

施設名称

施設管理者 氏名

〒

電話番号

上記の療養に要した費用に関して、療養費の支給を申請します。

令和 年 月 日

申請者 (療養者) 氏名

住所

〒

電話番号

支払区分

1. 家賃	2. 当座
3. 郵便局送金	4. 別段

預金の種別

1. 普通	2. 当座
3. 通知	4. 別段

口座番号

本申請書に基づき給付金に関する受領を代理人に委任します。

申請者 住野

代理人 仁所

(被保険者) 氏名

氏名

この給付金の受領の代理人への委任は、受領委任の取扱規程 (平成30年3月17日採発第012第2号通知) に従い行われるものです。
 ※ 給付金に関する受領を代理人に委任する (申請者名簿以外の口座に差込を希望される) 場合に署名してください。
 ※ ただし、当該患者より依頼を受けた場合や当該患者が記入することができないいわゆる委任状のある場合には、施設管理
 者が代理人をし当該患者から押印を受けてください。

料金体系の整備 (支給申請書の改正) (案) 《あん摩・マッサージ・指圧》

同意書

(はり及びきゆう療養費用)

住所	
患者氏名	
生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日

1. 神経痛
2. リウマチ
3. 頸腕症候群
4. 五十肩
5. 腰痛症
6. 頸椎捻挫後遺症
7. その他 ()

※ 1～6は、当てはまるものに○をつけて下さい。

7は、慢性的な疼痛を主訴とする疾病で鍼灸の施術に同意する病名を記載下さい。

発病年月日 昭・平・令 年 月 日

同意区分 初回の同意 ・ 再同意 (○をつけて下さい)

診察日 令和 年 月 日

施術に当たって注意すべき事項等があれば記載して下さい。(任意)

注意事項等

上記の者については、頭書の疾病により鍼灸の施術に同意する。

令和 年 月 日

保険医療機関名

所在地

保険医氏名

※ 保険医が、当該疾病について診察の上で同意書を交付する必要があります。(裏面参照)
保険医氏名は、診察した医師の氏名を記載して下さい。

同意書

(あん摩マッサージ指圧療養費用)

令和6年1月25日あはき療養費
検査係長 田中 健一

《あん摩・マッサージ・指圧》 同意書 【現行】

参考

患者		住所				
		氏名				
傷病名		生年月日	明・大・昭・平・令	年	月	日
発病年月日		昭・平・令 年 月 日				
同意区分		初回の同意 ・ 再同意 (○をつけて下さい)				
診察日		令和 年 月 日				
症状	筋麻痺 筋萎縮	(筋麻痺又は筋萎縮のある部位について、○をつけて下さい) 躯幹 ・ 右上肢 ・ 左上肢 ・ 右下肢 ・ 左下肢				
	関節拘縮	(関節拘縮のある部位について、○をつけて下さい) 右肩・右肘・右手首・右股関節・右膝・右足首 その他 左肩・左肘・左手首・左股関節・左膝・左足首 ()				
	その他	(筋麻痺、筋萎縮又は関節拘縮のある部位以外に施術を必要とする場合には記載下さい)				
施術の種類 施術部位		マッサージ (躯幹 右上肢 左上肢 右下肢 左下肢) 変形徒手矯正術 (右上肢 左上肢 右下肢 左下肢)				
往療		1. 必要とする理由		2. 必要としない		
		往療を必要とする理由 介護保険の要介護度 () 分かれば記載下さい 1. 独歩による公共交通機関を介するの外出が困難 2. 認知症や視覚、内部、精神障害などにより単独での外出が困難 3. その他 ()				
注意事項等		施術に当たって注意すべき事項等があれば記載して下さい (任意)				
<p>上記の者については、頭書の疾病により療養のための医療上の マッサージが必要と認め、マッサージの施術に同意する。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>保険医療機関名 所在地 保険医氏名</p>						

※ 保険医が、当該疾病について診察の上で同意書を交付する必要があります。(裏面参照)
保険医氏名は、診察した医師の氏名を記載して下さい。

往療内訳表

月分 出張専門の施術者の場合 () (患者氏名:)

日付	同一日・同一建物 記入欄	施術者名	往療の起点	施術した場所
日				
日				
日				
日				
日				
日				
日				
日				
日				
日				

《はり・きゅう／あん摩・マッサージ・指圧》

【現行】 往療内訳書

往療を必要とする理由	介護保険の要介護度 ()	分かれば記載下さい
1. 独歩による公共交通機関を使つての外出が困難		
2. 認知症や視覚、内部、精神障害などにより単独での外出が困難		
3. その他 ()		

注・同上的場合は、「同上」や「〃」との記載で差し支えない。

・ 同一日・同一建物記入欄には、同一日に同一建物への往療に該当する場合であつて、当該患者について往療料を算定している場合には「◎」を、算定していない場合には「○」を記入すること。

- ・ 往療の起点については、個人宅は丁目までの記載で可とする。
- ・ 個人情報取り扱いについては、十分注意すること。
- ・ 出張専門の施術者の場合は、「出張専門の施術者の場合 ()」に「○」を記入すること。